



1. 雇用保険の適用範囲の拡大について
2. マイナンバーの取扱について

1. 雇用保険の適用範囲の拡大について

雇用保険法の一部を改正する法律が平成28年3月29日に成立しています。その中から、今回は平成29年1月1日に施行される「雇用保険の適用範囲の拡大に伴う改正」についてお伝えいたします。

<改正の概要>

今回改正される内容は、「65歳以降に新たに雇用される方が雇用保険の適用対象となる」というものです。

「生涯現役社会の実現の観点」から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高齢者の雇用が一層推進されるよう雇用保険を適用するという趣旨のもので、労働力確保の面から見て、雇用保険があることによって高齢者の働く環境整備になることと思います。

<具体的な改正内容>

(1).65歳以降に雇用された者

【現行】：雇用保険の適用除外

※一般被保険者が同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続き雇用されている場合は、65歳以降高齢継続被保険者に変わります。

【改正後】：雇用保険を適用する

※雇用保険の加入要件は満65歳未満の場合と同様です。

施行日以降、平成29年1月1日以前すでに満65歳以上で雇用された人は雇用保険の加入手続きを行う必要がでけると想定されます。

(2). 65歳以降の失業等給付

【現行】：高齢求職者給付金が1度だけ支給されます。

※賞金の50～80%の最大50日分

【改正後】：満65歳以降に就職と退職を複数回した場合は、その都度高年齢求職者給付金が支給されます。

※支給要件・内容は現行のものと同様となり、年金との併給可となります。

(3). 保険料の免除

【現行】：64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除されます。

【改正後】：雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収します。

※1.平成31年度分までは経過措置の為免除となります。

※2.別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等が導入されます。

(4). 改正後は、介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象となります。

実務的な手続き方法等の対応についてはまだ発表されておりませんので、厚生労働省のホームページやハローワークからのお知らせ等にてご確認ください。

<参考資料>

平成28年3月29日に成立した雇用保険法等の

一部を改正する法律の概要に関する厚生労働省のリンクです。合わせてご確認くださいと思います。

<http://www.mhlw.go.jp/file/0G-Seisakujouhou-1160000-0-Shokugyoutaiteikyoku/0000123023.pdf>



2. マイナンバーの取扱について

本年1月のマイナンバー運用開始以降に発表されたマイナンバーの取扱についての情報をご紹介します。

(1) 本人確認書類の取扱い

マイナンバーを収集する際、本人確認をする必要がありますが、対面で確認する場合と書面等で確認する場合での取扱が異なります。

対面で確認する場合は、本人確認書類は「提示」、見せていただくだけで充分です。本人確認書類のコピーを取る必要はありません。

郵送などで収集する場合は本人確認書類は「提出」していただく必要があります。ただし、提出された本人確認書類は、手続きが終わった後速やかに廃棄することになっていますので注意してください。

関連情報：内閣官房マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/toriatsukai.pdf>

(2) マイナンバーカードの身分証明書としての取扱について

既にマイナンバーカードを入手された方

はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。実際にマイナンバーカードを使う機会は今のところないと感じています。

本人確認書類として免許証を提示した事のある方は沢山いらっしゃると思いますが、マイナンバーカードも同じように身分証明書として使用できます。

ただし、マイナンバーカードを身分証明書として使用する場合は、表面のみを提示してください。

裏面にはマイナンバーが記載されているほか、マイナンバーにアクセスできるバーコードが印刷されています。マイナンバーカードを受け取る際にマイナンバー部分を隠すビニールケースと一緒に渡されますが、バーコード部分が隠れない様になっています。マイナンバーが隠れているからと言って裏面をインターネット等で公開してしまうとマイナンバーを公表してしまう事になるので注意してください。

順序が逆になってしまいましたが、マイナンバーカードの本来の使い方であるマイナンバーの提示については、両面のコピーを取っても問題ありません。

関連情報：内閣官房マイナンバーホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/card_toriatsukai.pdf

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/280624_qrcode.pdf

【発行元】SATO 社会保険労務士法人

東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1

大塚S&Sビル5階

TEL：03-6831-3310

FAX：03-6831-3351